

带状疱疹ワクチン 定期接種の開始および任意接種の費用助成のお知らせ

問 健康推進課 保健子ども係 (8)9番窓口 Tel 65-3008

4月1日(※)から带状疱疹の予防を目的とした定期接種を開始します。

また、带状疱疹ワクチンの定期接種の開始に伴い、現在実施している任意接種の費用助成事業については事業内容を一部変更して実施します。(令和7年度に限る)

定期接種

- ◆対象者：①令和7年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方
②100歳以上の方(令和7年度に限る)
③60～64歳のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方
※①②の対象となる方については、4月中旬に接種の案内を送付します。

- ◆接種費用：〈生ワクチン〉2,500円
〈不活化ワクチン〉6,000円(2回接種が必要)
生活保護を受給されている方は無料ですが、接種無料券が必要になりますので、必ず接種前に健康推進課又は、総合センターへ手続きにお越しください。
※過去に带状疱疹ワクチンの接種を完了した方は、定期接種の対象外となります。

任意接種

- ◆助成期間：4月1日(※)～令和8年3月31日(※)
- ◆対象者：①町内在住の50歳～59歳の方
②令和7年3月31日までに不活化ワクチンの1回目の接種を完了した方
- ◆助成額：〈生ワクチン〉上限額4,000円
〈不活化ワクチン〉上限額1回10,000円(2回接種が必要)
- ◆申請方法：医療機関で接種費用を全額支払い後、償還払いの手続きが必要です。
領収書、振込希望の通帳をご持参のうえ、健康推進課(8番窓口)に申請してください。
※申請期限は令和8年3月31日(※)までです。
※詳細については、お問い合わせください。

高齢者肺炎球菌ワクチンのお知らせ

問 健康推進課 保健子ども係 (8)9番窓口 Tel 65-3008

- ◆対象者
- ・65歳の方(65歳の誕生日から66歳の誕生日を迎える前日まで)
 - ・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい有する方(医師の意見書などの提出が必要です)
- (注)過去に一度も高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種(23価肺炎球菌ワクチン)を受けていない方に限ります。

当該年度対象者のうち、65歳を迎えた方に対して、順次予診票を送付します。

間違い接種を防ぐため、誕生月の月末に送付いたします。

接種を希望される場合は、個別通知する予診票に必要事項をご記入の上、接種する医療機関に提出してください。特に予診票(裏面)の説明をよく読んで、内容を理解したうえで接種してください。

◆助成額

通常8,000円前後のところ2,500円で接種できます。
(生活保護を受給されている方は無料ですが、接種無料券が必要になりますので、必ず接種前に健康推進課又は、総合センターへ手続きにお越しください。)